携帯電話についての規定

保護者同意のもと学校に持ち込む。以下の規定を遵守すること。

1　規定

（1）校内では、電源を切りバッグの中に入れておくこと。

（2）校外で使用する場合、周りへの配慮を考えマナーを守ること。

（3）保護者と携帯電話の約束事を決め､家庭環境調査書の同意欄に記入すること。

※ 以上の規定を遵守しない場合や、以下の場合は没収とし、指導措置をとる。

2　没収

・校内において携帯電話を許可なく使用した場合。

（　着信音・バイブ機能・アラーム機能・音楽機能・ゲーム機能　等　）

・自転車やバイクでの使用や交通に関して危険な場合。

（　各交通規定に準ずる　）

・その他、マナー違反をした場合。

3　考査に関して

・いかなる理由があっても、携帯電話を教室に持ち込まない。

・その他のことは、教務内規の考査上の注意に準ずる。

4　その他

（1）携帯電話でのトラブルが発生した場合は、保護者に相談し、担任へ連絡すること。

（2）校内で携帯電話の利用が必要な場合は、本校職員へ申し出て、その指導に従うこと。

（3）生徒の使用する携帯電話は、フィルタリングサービス設定にすることが望ましい。